

基安安発0927第1号

平成22年9月27日

社団法人産業安全技術協会会長

松井 英憲 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

防爆構造電気機械器具に係る型式検定の検査関係書面審査の運用について

今般、機器製造者から報告のあった構造規格を具備していない防爆構造電気機械器具（型式の名称 VCX-7221-R、型式検定合格番号第 TC18291 号）が譲渡されたことについて、型式検定に合格していながら、当該機器品の検査が十分に実施されなかったために発生したことは極めて遺憾である。

については、同種事案の再発防止の観点から、機械等検定規則第8条第1項第2号ニに定める型式検定の基準である「型式検定を受けようとする型式の機械等に係る検査の基準、検査の方法その他検査に必要な事項について定めた規程」に係る書面審査に当たっては、下記事項の内容について、申請受付時に確認されたい。

記

- 1 「検査の基準」について確認すべき内容
 - ① 検査項目の内容
 - ② 判定基準の内容

- 2 「検査の方法」について確認すべき内容
 - ① 検査をどのような場合にどの程度の頻度で実施するか
 - ② 抜き取り・分解検査など品質保証のための検査をどのような方法で実施するか

- 3 「検査記録の保存」について確認すべき内容
 - ① 検査記録の保存の方法
 - ② 記録の保存期間